

変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

- ・既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要です。
- ・なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

2 提出方法

原則として「電子申請・届出システム」による提出をお願いします。「電子申請・届出システム」での提出が困難な場合はご相談ください。

※申請書類に不備等があった場合等に、申請の際「電子申請・届出システム」に登録したメールアドレス宛にお知らせが届くので、申請（届出）情報が「受付済」になるまでは定期的にメールのチェックをお願いします。

電子申請・届出システム（厚生労働省）（外部サイト）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請・届出システムを利用するには、G Biz ID が必要です。ID を持っていない法人は、アカウントの申請手続きをお願いします。

G Biz ID を作成する（デジタル庁）（外部サイト）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

法人情報に変更があった場合の変更届には、申請者の登記事項証明書（原本）の提出が必要です。

「電子申請・届出システム」では登記事項証明書（原本）の提出ができないため、登記情報提供サービス（法務省）をご利用いただくか、登記事項証明書（原本）のみを郵送等でご提出ください。

※登記情報提供サービスとは、登記所が保有する登記情報を、インターネットを使用してオンラインで確認できる有料サービスです。

登記情報提供サービス（法務省）（外部サイト）

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

電子申請・届出システムの操作方法につきましては、下記のリンクから操作マニュアルを参照してください。

電子申請・届出システム（ヘルプ）（外部サイト）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_stat_ic_help=true

3 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市事業者指導課 訪問居宅事業者係

電話：（086）212-1012

※電子申請の場合は変更届出書と指定に係る記載事項（付表）は内容をシステムへ直接入力するので、添付不要です。電子申請以外の方法で提出する場合のみ作成してください。

届出が必要な事項	提出書類
1 事業所の名称	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②指定に係る記載事項（付表）【付表第一号（二）】 ③変更後の運営規程
2 事業所の所在地 <<重要>> 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合は、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）へ新規指定申請が必要。	事前協議が必要 ①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②指定に係る記載事項（付表）【付表第一号（二）】 ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図（各室の用途を明示すること。） ⑤事業所の写真 ・外観、事業所の出入口部分…当該事業所であることが確認できるもの ・事務室…鍵付きの書庫等、運営上必要な備品が確認できるもの ・相談室、浴槽等保管スペース ・手指洗浄設備…ペーパータオル、消毒液等が確認できるもの ※死角部分が無いように各2方向以上、A4用紙に貼付すること。 ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書の原本、又は登記識別情報（旧、登記済権利証）の写し等 ←土地は不要 ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧建築物関連法令協議記録報告書
3 申請者の名称、主たる事務所の所在地 <<重要>> 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合は、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請が必要。	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②申請者の登記事項証明書の原本又は条例等 ※他事業所と併せて届け出る場合は、写しでも可。 （どの事業所に原本を添付したか記載すること。） ※申請者が市町村等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 【就任、退任、職名】 ①～③を提出 【姓、住所】 ①、②を提出	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②申請者の登記事項証明書の原本 ※他事業所と併せて届け出る場合は、写しでも可。 （どの事業所に原本を添付したか記載すること。） ③誓約書（標準様式6）
5 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②申請者の登記事項証明書の原本又は条例等 ※他事業所と併せて届け出る場合は、写しでも可。 （どの事業所に原本を添付したか記載すること） ※申請者が市町村等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。

届出が必要な事項	提出書類
6 事業所の平面図 （レイアウト、専用区画）	事前協議が必要 ①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②事業所の平面図（各室の用途を明示すること。） ③事業所の写真（留意点については、2⑤を参照すること。）
7 設備及び備品の概要	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②設備・備品一覧表 ③設備及び備品の写真（浴槽等設備、浴槽運搬車の写真） ※各2方向以上、A4用紙に貼付すること。 ※浴槽運搬車はナンバープレートが判別できること。 ④浴槽等設備のカタログ（仕様書） ⑤浴槽運搬車の車検証の写し ※電子車検証（A6サイズ）の場合は自動車検査証記録事項写しも添付
8 事業所の管理者の氏名、 生年月日、住所及び経歴 【就任、退任】 ①～⑧を提出 【姓、住所】 ①、②を提出	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②指定に係る記載事項（付表）【付表第一号（二）】 ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 <<変更月のもの>> ※当該事業所の他職種又は他事業所と兼務がある場合には、兼務する他 職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載すること。 ※（厚労省標準様式・市参考様式）のどちらかをお使いください。 ④資格証等の写し ※当該事業に関する資格を有する場合のみ添付。 ⑤雇用契約書（継続雇用の場合は辞令等の写しで可） ⑥管理者就任承諾及び誓約書（市様式2-1） ⑦組織体制図 ※管理者が管理する全ての事業所について記載すること。 ⑧誓約書（標準様式6）
9 運営規程	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ※「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載したもの）を添付すること。 ②変更後の運営規程 ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 <<変更月のもの>> ※営業日、営業時間に変更がある場合のみ添付。
10 協力医療機関の名称 及び診療科名並びに 当該協力医療機関と の契約の内容	①変更届出書【別紙様式第一号（五）】 ②指定に係る記載事項（付表）【付表第一号（二）】 ③協力医療機関との契約書の写し

※その他、確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。